

(2016-2017 年度)

第3回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時: 2017年2月6日(月) 13:30-16:30

◎場 所: 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者:

330 複合地区会則委員長	大南 修平
331 複合地区会則委員長	山口 富雄
332 複合地区会則委員長	屋代 久
333 複合地区会則委員長	野村 洋四郎
334 複合地区会則委員長	杉浦 均
335 複合地区会則委員長	菅 春水 (副世話人)
336 複合地区会則委員長	岡村 聖爾 (世話人)
337 複合地区会則委員長	小田 満美
議長連絡会議世話人	安田 克樹

13:30、岡村会則世話人より開会。

◎議 事:

1. 前回会議要録の確認

2017年1月13日に行われた第2回会議要録を確認した。

2. 複合地区会則改正案の検討

安田議長会世話人と大南会則委員長とのEメール往復書簡コピー配布。2月6日付け提案された会則改正案を基に、大南会則委員長から詳細な説明あり。MD330、334、337 用とMD331、332、333、335、336 用の2種類に分かれている。第9条、第10条、第12条、第20条、別表2については、提案された内容を了とし、文言を一部修正した。

【結論】別紙の改正案2種類を議長連絡会議へ答申する。

3. 2017-2018 ライオンズクラブ役員必携の改訂

(1)表紙の色を桃色に決めた(カラー見本 DIC49)。

(2)第1回会議で決定のとおり、改訂版から日本ライオンズ年表及び書式見本をすべて削除することを確認した。

(3)その他の改訂箇所を検討した。

大南会則委員長から、2012-2013 年度第2回複合地区会則委員長連絡会議要録の議事2-(3)「会員寄付収入(ドネーション)について」を改訂版に掲載してはどうかとの提案あり。意見交換の結果、提案を了承することにした。クラブ会計編に掲載する内容は次の通り。

『標準版クラブ会則第12条2項運営資金の条文(*)解釈要約:条文では contribution(貢献)を使用しており donation(自発的・任意の寄付)ではないので、会費やファインと同列に扱われるものと理解する。会員自身が運営費として使ってほしいとの意思表示があれば、運営費に繰り入れることに問題はないが、原則的に「会員寄付収入」を運営費会計に繰り入れることは、アクティビティに使用されることを期待して協力する会員の寄付(ドネーション)意欲を減退・喪失しかねない。運営費に不足が生じるような場合は、会員の同意を得て会費を徴収すべきであり、寄付(ドネーション)を充てるべきではない。

(*)ARTICLE XII Club Funds Section 2. ADMINISTRATIVE FUNDS. Administrative funds are supported through contributions from members through dues, fines and other individual contributions.

標準版クラブ会則第12条クラブ資金 第2項運営資金。運営資金には、会費、テール・ツイスターのファイ
ン、その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が使われる。』

4. 2017-2018 ライオンズクラブ役員必携の頒布方法

年表及び書式見本のページを削除した見積もりをとり、回覧した。前回単価500円(税・送料込)で頒布したが、ページ数削除分を値下げる方向で検討し、改訂版の単価は450円を申し合わせる。頒布方法は従来通り、3月初旬に各地区キャビネット事務局に注文依頼をお送りし、3月末印刷部数決定、4月印刷、5月早々に指定の送付先へ発送し、請求書は別送する。

5. その他

2017年1月26日付け濱田富雄 336-C地区元ガバナーの新クラブ結成手続きに関する書簡コピー配布。意見交換した後、会則委員長連絡会議の結論を、安田議長会世話人(336-C地区ガバナー)から回答していただくことにした。

6. 次回会議

第4回会議 2016年5月25日(木) 14:00-16:30 ※会議後、懇親会を行う。

場所:一般社団法人日本ライオンズ

16:30岡村会則世話人により閉会。

以上

MD330、334、337用

2016～2017年度 複合地区会則改正案（答申）

2017年 2月 6日

改正案	現 行
<p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。</p> <p>5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章B.2.に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。</p>	<p>ライオンズ必携第56版P.143～144</p> <p>複合地区会則第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務を行うためにライオン誌日本語版事務所を東京に設置し、ライオン誌日本語版委員会がその運営に当たる。同事務所の運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>5. 国際理事会方針書第16章B.2.に定められた購読料のほかに、会員1名当たり1ヵ月50円の特別負担金（6ヵ月分前納）を徴収し、上記の購読料とあわせてライオン誌日本語版発行の費用に充てる。</p>

削除

第10条 一般社団法人日本ライオンズ

- 1 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため**一般社団法人日本ライオンズ**（以下、**日本ライオンズ**という。）を東京に設立し、**第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。**
- 2 複合地区は、**日本ライオンズの定款で定められた賛助社員となり、賛助会費を支払う。**
- 3 複合地区内の**全てのガバナー協議会議長・地区ガバナーは、就任と同時に、日本ライオンズの定款で定める正社員として入社申込をなすものとする。**
- 4 前項による**ガバナー協議会議長・地区ガバナーの日本ライオンズへの入社申込が、その社員総会において承認されたときは、前年度に日本ライオンズの正社員となったガバナー協議会議長・地区ガバナーは、日本ライオンズの役員としての任期が満了した時点で、直ちに、日本ライオンズに退会届を提出する。**
- 5 複合地区は、**日本ライオンズの財務状況について監査を行うため、監査委員1名を選任し、監査委員は、日本ライオンズが定める会計規則に従って監事とともに監査を行い、その結果は複合地区大会に報告されなければならない。ただし、日本ライオンズの監事を務める社員を輩出しているときは、当該監事を監査委員として選任するものとする。**

6. ライオン誌日本語版の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。

ライオンズ必携第56版P.145～146

第10条 日本ライオンズ連絡事務所

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため日本ライオンズ連絡事務所を東京に設置し、複合地区ガバナー協議会議長で構成される議長連絡会議が運営に当たる。
2. 同事務所の運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。
3. 日本ライオンズ連絡事務所の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。
会計監査委員は、ライオン誌日本語版と日本ライオンズ連絡事務所の両方を兼任することができる。

第12条 複合地区会計

3 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。

(a) 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。

(b) 上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。

別表2

削除

第20条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

ライオンズ必携第56版P.157

第12条 複合地区会計

3 各ライオンズクラブは複合地区運営費として、別表2の会費をガバナー協議会に納入する。

別表2

複合地区	会費	会員1名当たり1ヶ月	
	複合地区費	複合地区大会費	計
330	180円	50円	230円
331	210円	10円	220円
332	150円	30円	180円
333	160円	70円	230円
334	160円	50円	210円
335	130円	50円	180円
336	120円	80円	200円
337	210円	50円	260円

1. 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。
2. 複合地区費および（あるいは）地区費の中から計30円が日本ライオンズ連絡事務所費に充当される。

第20条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）はキャビネットの決定した場所で開催される。ただし、キャビネットは翌会計年度を超えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

2016～2017 年度 複合地区会則改正案（答申）

2017年 2月 6日

改 正 案	現 行
<p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。</p> <p>5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章B.2.に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。</p>	<p>ライオンズ必携第56版P.144～145 複合地区会則第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成委員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズが行う。発行の費用は、国際本部からの補助金で賄うものとし、不足分を一般社団法人日本ライオンズの会費で補てんする。</p>

第10条 一般社団法人日本ライオンズ

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため**一般社団法人日本ライオンズ**（以下、**日本ライオンズ**という。）を東京に設立し、**第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。**
2. **複合地区は、日本ライオンズの定款で定められた賛助社員となり、賛助会費を支払う。**
3. **複合地区内の全てのガバナー協議会議長・地区ガバナーは、就任と同時に、日本ライオンズの定款で定める正社員として入社申込をなすものとする。**
4. **前項によるガバナー協議会議長・地区ガバナーの日本ライオンズへの入社申込が、その社員総会において承認されたときは、前年度に日本ライオンズの正社員となったガバナー協議会議長・地区ガバナーは、日本ライオンズの役員としての任期が満了した時点で、直ちに、日本ライオンズに退会届を提出する。**
5. **複合地区は、日本ライオンズの財務状況について監査を行うため、監査委員1名を選任し、監査委員は、日本ライオンズが定める会計規則に従って監事とともに監査を行い、その結果は複合地区大会に報告されなければならない。ただし、日本ライオンズの監事を務める社員を輩出しているときは、当該監事を監査委員として選任するものとする。**

第12条 複合地区会計

- 3 **複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。**
 - (a) **上記会費は6ヵ月前納を原則とする。**
 - (b) **上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。**

ライオンズ必携第56版P.146

第10条 一般社団法人日本ライオンズ

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため一般社団法人日本ライオンズを東京に設置する。
2. 一般社団法人日本ライオンズの運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。
3. 一般社団法人日本ライオンズの会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。

ライオンズ必携第56版P.146

第12条 複合地区会計

- 3 各ライオンズクラブは複合地区運営費として、別表2の会費をガバナー協議会に納入する。

別表 2

削除

第 20 条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、**前年の年次大会の代議員によって選定**した場所で開催される。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

別表 2

複合地区	会費	会員 1 名当たり 1 ヶ月	
	複合地区費	複合地区大会費	計
3 3 0	180 円	50 円	230 円
3 3 1	210 円	10 円	220 円
3 3 2	150 円	30 円	180 円
3 3 3	160 円	70 円	230 円
3 3 4	160 円	50 円	210 円
3 3 5	130 円	50 円	180 円
3 3 6	120 円	80 円	200 円
3 3 7	210 円	50 円	260 円

1. 上記会費は 6 ヶ月分前納を原則とする。
2. 複合地区費および（あるいは）地区費の中から計 30 円が日本ライオンズ連絡事務所費に充当される。

ライオンズ必携第 5 6 版 P. 1 5 7

第 20 条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）はキャビネット会議の決定した場所で開催される。ただし、キャビネとは翌会計年度を超えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。